

久留米市第6期高齢者福祉計画及び
介護保険事業計画の進捗状況

平成28年12月

久留米市 健康福祉部
長寿支援課・介護保険課

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要 | 1 |
| ・ 計画策定の背景と目的 | 1 |
| ・ 根拠法令 | 1 |
| ・ 他の計画等との整合性確保 | 1 |
| ・ 計画の位置付け・期間 | 2 |
| ・ 施策体系 | 3 |
| ・ 地域包括ケアシステムが目指す姿 | 4 |
| ・ 第6期計画における地域包括ケアシステム構築に向けた主な取り組み | 4 |
| | |
| 1. 平成27年度の進捗状況（総括） | 6 |
| | |
| 2. 各施策の目標達成状況（平成27年度） | 6 |
| | |
| 3. 平成27年度の進捗状況（各施策体系ごと） | 7 |
| ・ 第1章 健康づくりと介護予防の推進 | 7 |
| ・ 第2章 高齢者の積極的な社会参加・参画 | 9 |
| ・ 第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり | 12 |
| ・ 第4章 地域連携による高齢者支援 | 15 |
| ・ 第5章 認知症施策の推進 | 17 |
| ・ 第6章 高齢者の権利擁護 | 20 |
| ・ 第7章 生活環境の整備 | 23 |
| ・ 第8章 介護保険事業の円滑な実施 | 25 |
| ・ 第9章 介護サービスの見込量と保険料 | 28 |

■久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要

計画策定の背景と目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築は喫緊の課題となっています。平成26年度には、この「地域包括ケアシステム」の構築と効率的かつ質の高い医療提供体制の構築による持続可能な社会保障制度の確立を基本的な考え方とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正が行われました。この改正では、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④高齢者の居住安定に係る施策との連携が、同システムを構築する上で重点的に取り組むべき事項とされ、各自治体がそれぞれの実情に応じた取り組みを行うことが示されました。

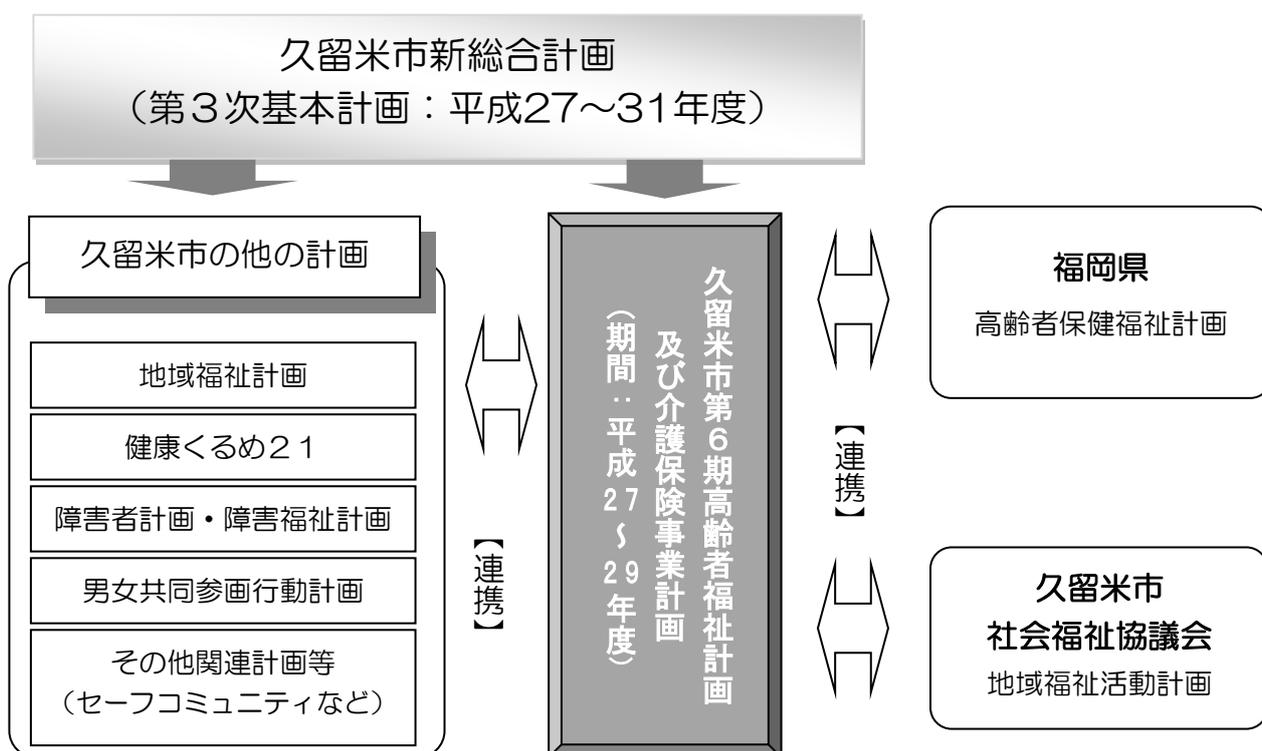
この計画は、これらの状況に総合的に対応するため、平成24年3月に策定した久留米市第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直すとともに、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって市民や地域、関係機関と行政とが協働し、さまざまな高齢者福祉事業を円滑に実施していくための指針を示したものです。

根拠法令

この計画は、高齢者に関する福祉施策や介護保険事業を円滑に実施するための総合的な計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

他の計画等との整合性確保

< イメージ図 >



計画の位置付け・期間

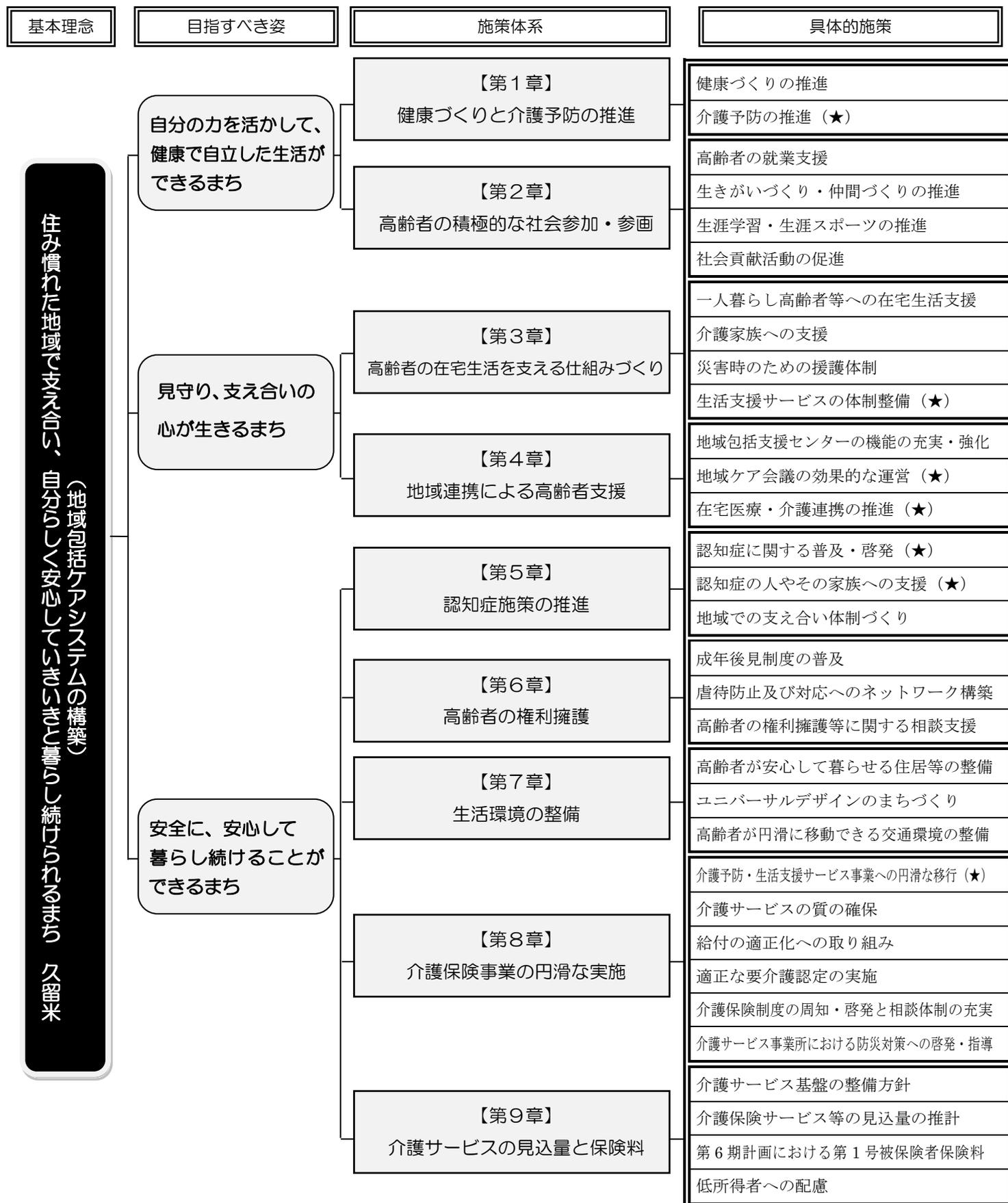
この計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、新たな地域支援事業等に協働の視点をもって取り組み、久留米市の実情に応じた地域づくり・まちづくりを本格的に進めるものです。

また、この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

| 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 | | |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 平成 24 年 度 | 平成 25 年 度 | 平成 26 年 度 | 平成 27 年 度 | 平成 28 年 度 | 平成 29 年 度 | 平成 30 年 度 | 平成 31 年 度 | 平成 32 年 度 | 平成 33 年 度 | 平成 34 年 度 | 平成 35 年 度 | 平成 36 年 度 | 平成 37 年 度 | 平成 38 年 度 |
| 第5期計画 | | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | | 第8期計画 | | | 第9期計画 | | |
| 平成37年の久留米市の姿を見据えて計画を策定 | | | | | | | | | | | | | | |

施策体系

3つの目指すべき姿の実現のため9の施策体系を設定し、32の具体的施策を展開しています。また、計画全体の成果を明らかにするため、施策ごとに指標を設定しました。



※施策名の末尾に★があるものは、地域包括ケアシステム構築に向けた主な取り組みです。

地域包括ケアシステムが目指す姿

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるまちを構築していきます。

第6期計画における地域包括ケアシステム構築に向けた主な取り組み

①在宅医療・介護連携の推進

医療と介護サービスを一体的に提供するため、医師会や介護サービス事業者等との協働により、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

【主な施策（事業）】

- 在宅医療・介護連携に向けた資源の把握及び課題抽出と対応策の検討
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 在宅医療・介護連携に向けた情報共有の支援
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進・関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

②認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の容態に応じた適切な支援により、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられるよう、早期の段階からの適切な診断と支援、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人やその家族等への支援体制づくりに取り組みます。

【主な施策（事業）】

- 認知症ケアパスの作成・普及
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援チームの設置

③地域ケア会議の推進

多職種や地域の支援者などが参加する会議により、個別ケースの支援について検討を行います。また、個別の支援や課題分析等を行う中で構築される関係者間でのネットワーク（地域包括支援ネットワーク）を通じて、地域課題の発見及び解決機能の強化を図ります。

【主な施策（事業）】

- 地域ケア会議の推進

④生活支援サービスの体制整備

買い物、掃除等の生活支援について、多様な主体からさまざまなサービスが提供されるよう、関係者のネットワーク化やサービスの担い手の養成等を行うとともに、定期的な情報共有、連携強化に取り組めます。

【主な施策（事業）】

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
- 協議体の設置

⑤介護予防・日常生活支援総合事業

介護サービス事業者等の関係機関と意見交換等を行いながら、予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な介護予防・生活支援サービス事業への移行に向け、現行の介護サービス事業所だけでなく、市民公益活動団体等の多様な主体を活用しながら取り組めます。

また、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業については、現行の一次予防事業の見直しを行うとともに、新規事業である地域リハビリテーション活動支援事業等を実施し、充実に努めます。

【主な施策（事業）】

- 介護予防・生活支援サービス事業
（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業）
- 地域リハビリテーション活動支援事業

1. 平成27年度の進捗状況(総括)

第6期計画（平成27年度から29年度までの3か年計画）の初年度である平成27年度の施策体系ごとの目標達成状況は、下表のとおりである。

具体的施策に掲げる事業において、指標を「達成できたもの」が92項目中41項目（44.6%）、「概ね達成できたもの」が44項目（47.8%）であり、約9割の事業においては、ほぼ計画通り順調に進んでいる状況である。

しかし一方では、具体的施策に掲げる事業の一部において、指標を「達成できなかったもの」も7項目（7.6%）見受けられ、事業を実施する上で、さらなる工夫に努める必要があるものとする。

また、介護保険事業の運営においては、個別に指標の設定が困難な状況もあることから、各年度の収支バランスなどを注視しながら、適正な運営に努める必要がある。

今期計画は、平成37年（2025年）に向けて、地域包括ケアシステムを構築するための土台作りとなる重要な期間である。計画に掲げている5つの主な取り組み（「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」「介護予防・日常生活支援総合事業」）についても、概ね計画どおり進めることができているが、新たに取り組む事業や関係機関・団体等との協議・調整も多岐にわたることから、事業の推進に当たってはスピード感と協働の視点を持って、引き続き取り組んでいく必要がある。

※なお、施策体系ごとの個別のまとめは、該当部分に記載している。

2. 各施策の目標達成状況(平成27年度)

| 施策体系 | A | B | C | 合計 |
|-----------------------------|---------------|---------------|-------------|--------------|
| 【第1章】健康づくりと介護予防の推進 | 4 | 7 | 1 | 12 |
| 【第2章】高齢者の積極的な社会参加・参画 | 3 | 9 | 0 | 12 |
| 【第3章】高齢者の在宅生活を支える 仕組みづくり | 7 | 4 | 3 | 14 |
| 【第4章】地域連携による高齢者支援 | 2 | 6 | 0 | 8 |
| 【第5章】認知症施策の推進 | 6 | 2 | 1 | 9 |
| 【第6章】高齢者の権利擁護 | 3 | 5 | 0 | 8 |
| 【第7章】生活環境の整備 | 6 | 4 | 1 | 11 |
| 【第8章】介護保険事業の円滑な実施 | 10 | 7 | 1 | 18 |
| 【第9章】介護サービスの見込量と保険料 | — | — | — | — |
| 合 計 | 41 (44.6%) | 44 (47.8%) | 7 (7.6%) | 92 (100%) |

※H27年度評価・・・A:指標を達成できた B:指標を概ね達成できた C:指標を達成できなかった
※事業により指標の設定が毎年度でないものや設定のないものがある。

3. 平成27年度の進捗状況(各施策体系ごと)

第1章 健康づくりと介護予防の推進

【施策の方向性】

健康寿命を延伸するとともに、要介護状態にならないよう健康づくりと介護予防の推進に取り組む。

(1) 健康づくりの推進

(2) 介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

健康教育・健康相談を実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努め、精神科医による心の健康相談や生活習慣病予防のための特定健康診査や特定保健指導を実施した。また、ウォーキング事業やラジオ体操の推進を行い、市民の自主的な健康づくりを促進した。

特定健康診査の受診率（H27年度34.2%）や特定保健指導の利用率（H27年度17.7%）の向上が課題である。

今後は、特定健康診査において、市内の生命保険会社との健康づくりに関する連携協定等に基づく市民への受診勧奨に取り組むとともに、特定保健指導において、保健指導方法の見直しや医療機関への研修を充実することにより、利用しやすい環境の整備に努める。

(2) 介護予防の推進

にこにこステップ運動などの介護予防普及啓発事業（H27年度事業参加者数3,057人）をはじめ、介護施設でボランティア活動を行うよかよか介護ボランティア事業（H27年度登録者数209人）、みつめてほシートによる支援が必要な人を把握する二次予防対象者把握事業（H27年度基本チェックリスト返信率57.1%）、生きがい健康塾などの通所型介護予防事業（H27年度事業参加者数355人）、介護予防訪問相談などの訪問型介護予防事業などを実施することにより介護予防を推進した。

今後は、平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業への移行を踏まえ、住民主体の通いの場などでの介護予防活動の充実等に取り組んでいく。

この章のまとめ

施策の課題

- 健診等に係る受診率の向上及び参加の促進を図っていく必要がある。
- 介護予防事業の参加者が、事業後においても住民主体の通いの場などで介護予防に自主的に取り組んでいくよう促していく必要がある。

今後の主な取り組み

- 民間企業等と連携した受診勧奨や保健指導方法の見直し、医療機関への研修の充実など、利用しやすい環境整備に努める。
- 住民主体の通いの場など、介護予防に自主的に取り組む環境づくりに努める。

第2章 高齢者の積極的な社会参加・参画

【施策の方向性】

高齢者のライフスタイルに応じた生きがいがづくりを支援するため、多様性や自主性を尊重しながら、長年の経験に基づく知識や技能を社会のさまざまな分野に活かす取り組みに努める。

また、社会貢献活動を通じた生きがいがづくりや介護予防につながる環境づくりに取り組む。

- (1) 高齢者の就業支援
- (2) 生きがいがづくり・仲間づくりの推進
- (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- (4) 社会貢献活動の推進

(1) 高齢者の就業支援

高齢者の就業支援に関しては、(公社)久留米市シルバー人材センターの運営を支援することにより、高齢者の就業機会の増大や福祉の増進を図り、生きがいがづくりと社会参加を促進した。また、久留米市ジョブプラザにおいて就労サポーター(H27年度会員数1,243人)が就労・生活に関する相談に対応しているほか、「福岡県中高年就職支援センター」での高齢求職者に対する専門的な支援や、「福岡県70歳現役応援センター」での中高年の求職者に対する相談業務の支援等を行っている。(H27年度延べ相談数1,544人)

今後は、シルバー人材センターの支援については、これまでの広報に加え、会員数が少ない地域に向け重点的に入会促進の講習会を行い、会員数拡大を目指す。

また、中高年、高齢者の就労に関する相談件数は年々増加しているため、中高年就職支援センター及び福岡県高齢者能力活用センターとの連携や、就労サポーターを核とした就労支援を引き続き実施していく。

(2) 生きがいがづくり・仲間づくりの推進

高齢者の生きがいがづくり・仲間づくりの場として、老人いこいの家での老人クラブ会員間の交流活動や、高齢者スポーツを通して社会参加の促進を図った。(H27年度延べ利用人数108,505人)

また、世代間交流については、小・中学校との連携のもと高齢者の生きがいが

くりに繋がる活動の充実に努めた。(H27年度地域活用時間数(小・中学校1学級あたり年間平均) 23.95時間)

今後は、高齢者の趣味・生きがいつくり活動の多様化に対応した老人クラブ活動メニューや既存活動の充実や介護予防の取り組み等を行い、会員ではない方を含めたクラブ活動の参加者の増加を目指す。また、現在会員が増加しているクラブに対し、その取り組みを他のクラブに周知していくよう促していく。

また、老人いこいの家については、老人クラブの活動の場に加え、会員ではない方も含めた介護予防・生きがいつくりの場としての活用促進を図る。

さらには、各学校の特色ある教育活動を引き続き支援するとともに、関係機関と連携しながら地域における教育資源としての高齢者の効果的な活用を図っていく。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

えーるピアシニアカレッジ(H27年度受講者数214人)や高齢者パソコン教室(H27年度受講者数27人)を開催し、高齢者が生きがいのある社会生活を送ることができるよう、さまざまな知識や技術を習得する機会を提供した。

また、各種スポーツ大会や作品展(H27年度延べ参加・出展者数1,166人)、スポーツ教室(H27年度延べ参加者数(高齢者対象分)177人)等を開催し、高齢者の健康保持や生きがいつくりを図った。

今後は、生涯学習に係る講座の受講後も知識や技術を継続できるよう、フォローアップ指導を実施していく。

また、生涯スポーツ等の取り組みを通じて、高齢者のみならず幅広い世代間での交流が図られるよう、関係団体等と協議を進めていく。

(4) 社会貢献活動の推進

地域の団体等で介護予防に取り組む上で役立つ体操やコミュニケーション技術等を習得する講座(H27年度受講者数128人)や市民活動に関する情報提供(H27年度ボランティア情報ネットワーク情報提供団体数469団体)など、

高齢者の社会貢献活動等への参加促進及び市民活動への参加のきっかけ作りを図った。

また、高齢者をはじめ、多くの登録者が活動しているくるめクリーンパートナー（H27年度登録者数530団体・20,692人）の活動を支援した。

今後は、関係機関と連携しながら市民活動に関する情報提供やマッチングを行うとともに、社会貢献活動の新たな担い手の掘り起こしを図る。

この章のまとめ

施策の課題

- 高齢者のニーズに応じた就業形態・目的への対応が必要である。
- 老人クラブ活動の充実や、活動への参加者の増加を目指した取り組みを検討していく必要がある。

今後の主な取り組み

- シルバー人材センターの会員拡大や関係機関と連携した就労支援を実施する。
- 老人クラブの活動において、介護予防に取り組むとともに、老人いこいの家において、老人クラブ会員外の高齢者も含めた介護予防・生きがいつくりの場としての活用促進を図る。

第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

【施策の方向性】

高齢者がいつまでも在宅で生活を続けるためには、公的なサービスのみならず、地域の理解に基づくインフォーマルな支援が必要である。日常生活のサポートをはじめ災害時の援護体制の確保など高齢者を支える体制の整備に努める。

- (1) 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援
- (2) 介護家族への支援
- (3) 災害時のための援護体制
- (4) 生活支援サービスの体制整備

(1) 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

日常生活において常時注意が必要な高齢者や、緊急時の対応が困難な身体障害者であり、かつ一人暮らしの人を対象として緊急通報システム貸与事業を実施した。(H27年度貸与実績223台)

また、関係機関が協力して取り組む「くるめ見守りネットワーク」(H27年度通報実績28件)や各校区のふれあいの会による見守り活動(H27年度ふれあい訪問活動実績32校区・訪問114,394回)が実施されたほか、ボランティアセンターを運営し、高齢者の日常生活の支援につなげた。

さらに、警察をはじめとする関係機関・団体等と連携し交通安全街頭啓発キャンペーン(H27年度キャンペーン実施回数11回)等を実施した。

今後は、緊急通報システムについては、相談機能や日常的な見守り機能の付加など、サービス内容の充実を図るための検討を行う。

また、ふれあいの会による見守り活動が継続的なものとなるよう、新しい会員の獲得・育成に努めていくとともに、地区ふれあい活動コーディネーターの役割について検討し、日常生活において課題を抱える高齢者等を公的福祉サービス等の利用につなげられるよう取り組む。

さらに、高齢者の交通安全事故防止については、実技型教室等の充実や免許証返納に対する支援など、さまざまな取り組みについて関係機関・団体等と協議・検討を行っていく。

(2) 介護家族への支援

在宅介護に必要となる基本的な知識及び介護技術等を習得することで介護家族の負担を軽減し、高齢者虐待の防止を図るために家族介護教室を実施したが、参加者が減少した。(H27年度家族介護教室参加者74人)また、生活支援ショートステイ事業を実施し、介護家族等の事情により高齢者が一時的に一人暮らしとなる場合の不安解消を図った。(H27年度利用実績12件)さらに、おむつ購入のための費用の一部を支給し、介護者の負担軽減を図り、在宅介護の支援を行った。(H27年度支給決定者数480人、延べ利用者数3,458人)

今後は、家族介護教室については、家族が必要とする支援について検証し、講座の内容、開催時期、回数、場所等の見直しの検討を行うとともに、生活支援ショートステイや介護用品支給事業については、より多くの介護家族の支援につながるよう、事業の周知に努めていく。

(3) 災害時のための援護体制

災害時要援護者名簿については、民生委員・児童委員の在宅高齢者基礎調査の際に、登録促進の協力をいただき、約1,600人の登録者増に繋がった。(H27年度名簿登録者数6,265人)

また、居住環境・施設利用環境の安全の確保と防火防災意識の向上を目的として防火指導等(H27年度一人暮らし高齢者宅等への防火指導件数333世帯、介護保険施設等への防火指導件数167施設)を実施した。

今後は、地域の要援護者支援体制の構築のために、地域の支援者の協力のもと、継続して図上訓練等の防災訓練を実施するとともに、関係事業者等とも連携し、重度の障害者や要介護認定者などの災害時の支援のための個別計画の策定を行う。

また、防火指導に関しては、一人でも多くの高齢者等に防火指導を実施できるよう、戸別訪問を前提としつつ、集団指導の実施や実施日の拡充について検討を行う。また、介護保険施設等への防火指導についても、防火講習会の開催等について検討を行う。

(4) 生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターの配置や協議体（支え合い推進会議）の設置などの生活支援体制整備を図るため、市や市社会福祉協議会、地域包括支援センターで構成する研究会を開催し、事業の方向性や具体的な体制、機能、役割等について協議を行った。（H27年度研究会開催実績3回）

今後は、平成28年度配置の生活支援コーディネーターの増員を検討していくとともに、地域における支え合い活動について話し合う協議体（支え合い推進会議）について、平成29年度に10校区程度で開始できるよう取り組んでいく。

この章のまとめ

施策の課題

- 緊急事態への対応に不安を持つ高齢者の増加を踏まえ、見守り訪問などの支援活動を継続していく必要がある。
- 在宅介護に関する基本的な知識や技術の周知・啓発が広がりを見せきれていない。
- 凶上訓練等により地域の要援護者支援体制構築の推進を継続していく必要があるとともに、高齢者と介護施設等への防火指導を広げていく必要がある。
- 生活支援コーディネーターの活動充実を図るとともに、関係団体への事業趣旨の普及や関係機関との連携が必要である。

今後の主な取り組み

- 緊急通報システムのサービス内容の充実を図るとともに、見守り活動の担い手育成や関係機関・団体等と連携した交通安全啓発に取り組む。
- 在宅介護家族が必要とする支援の検証と事業内容見直しを図る。
- 凶上訓練等を継続し、地域の要援護者支援体制の構築を推進するとともに、関係事業者等とも連携し、災害時の支援のための個別計画の策定を進める。また、高齢者・介護施設等への防火指導手法の見直し・拡充を図る。
- 生活支援コーディネーターの増員を検討していくとともに、協議体（支え合い推進会議）の開始に向けた取り組みを進める。

第4章 地域連携による高齢者支援

【施策の方向性】

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、高齢者やその家族にとって身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能の拡充や、多職種連携による個別課題の解決やそのための資源開発・地域づくりなどを推進するための地域ケア会議に取り組む。また、医療と介護サービスの提供を継続的・一体的に受けられるよう、これらの連携を推進する。

- (1) 地域包括支援センターの機能の充実・強化
- (2) 地域ケア会議の効果的な運営
- (3) 在宅医療・介護連携の推進

(1) 地域包括支援センターの機能の充実・強化

平成27年度に地域包括支援センターを1か所増設（H27年度地域包括支援センター設置数8か所）し、より身近で機動的に高齢者支援を行うための機能の充実・強化を図った。なお、平成28年度にも1か所増設しており、現在は11の日常生活圏域のうち9圏域への設置となっている。

今後は、平成29年度までに残る2日常生活圏域へのセンター設置に向けて取り組んでいく。

(2) 地域ケア会議の効果的な運営

日常生活において課題を抱えている高齢者の支援や、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援、あるいはそれらの個別ケースの積み重ねにより見えてくる地域課題の解決などについて検討するため、関係機関・団体等との連携のもと、地域ケア会議を開催した。

今後は、会議の中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化により、会議内容の充実を図るとともに、全市的なレベルで地域課題を検討し政策形成につなげる地域ケア（推進）会議の設置に向けて取り組んでいく。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の連携を図る研修会や交流会の開催をはじめ、在宅医療を提供する仕組みづくりを進めるための実地研修や、先進地事例の情報収集等を行った。

今後は、引き続き、県及び県医師会の取り組み状況について情報収集を行い、管

内医師会での事業実施となった場合には、各医師会とその方法について検討する。

この章のまとめ

施策の課題

- 相談・支援窓口の拡充を図るとともに、地域包括ケア体制の整備・推進を継続していく必要がある。
- 介護支援専門員への自立支援地域ケア会議の事業趣旨・内容の普及を図るとともに、全市的な地域ケア会議のあり方について検討していく必要がある。
- 在宅医療介護連携の推進に向けた関係機関・団体との連携・協働を進めていく必要がある。

今後の主な取り組み

- 全ての日常生活圏域へ地域包括支援センターを整備していく。
- 自立支援地域ケア会議において検討した事例の内容分析とフィードバックを行っていくとともに、個別支援地域ケア会議・地域課題検討ケア会議の充実、全市的な地域ケア会議の設置を図る。
- 在宅医療介護連携推進協議会の円滑な運営や関係団体と協働した医療・介護連携の仕組みづくりに取り組む。

第5章 認知症施策の推進

【施策の方向性】

今後高齢化の進展に伴い認知症の人が増加することが予測されるため、これまで以上に地域全体で支えていく必要がある。本人のケアや介護する家族等への支援に努めるとともに、すべての人が認知症への理解を深め、自らの問題として認識し、高齢者の尊厳が保持される環境を整備する。

- (1) 認知症に関する普及・啓発
- (2) 認知症の人やその家族への支援
- (3) 地域での支え合い体制づくり

(1) 認知症に関する普及・啓発

認知症についての正しい知識を普及するための講演会やシンポジウムを開催し、地域における理解を深めた。(H27年度認知症予防地域講演会参加者200人、認知症シンポジウム参加者400人)

また、認知症の人やその家族のための標準的なサービスの流れなどを掲載した認知症支援ガイドブックを、医師会などの医療関係団体や介護サービス事業所、民生委員、社会福祉協議会などの福祉関係団体、認知症医療センター(久留米大学病院)、地域包括支援センターなどで構成する検討委員会により作成した。

今後は、引き続き、講演会やシンポジウムを開催していくとともに、民生委員や地域住民に対し、ガイドブックの活用方法などについて啓発し利用促進を図る。

(2) 認知症の人やその家族への支援

認知症を含めた高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し(H27年度認知症地域支援推進員の配置数5人)、認知症の人やその家族からの相談に応じる体制を強化した。

また、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の一つとして、認知症初期集中支援チームの設置に向け、医師会等の関係機関と意見交換を行った。

さらに、介護サービス事業所の管理者や職員を対象に、認知症への理解と適切なケアのあり方についての研修会(H27年度ケアスタッフ研修会参加者数64人)

を開催したほか、久留米大学及び久留米大学病院の協力のもと、認知症高齢者や介護する家族等からの認知症に関する相談に対応し支援する「ものわすれ相談」（H27年度相談件数37件）や認知症の早期診断・早期対応につなげる「ものわすれ予防検診」（H27年度参加者88人）を実施した。

今後は、引き続き、いずれの取り組みについても関係機関と協働し、さまざまな方面から認知症の人やその家族に対する支援を推進していく。

（3）地域での支え合い体制づくり

地域において認知症の人やその家族を見守り支える認知症サポーターやその講師役となるキャラバン・メイトを養成し、地域において認知症の人やその家族を支え合う体制づくりを推進した。（H27年度認知症サポーター養成数16,387人、キャラバン・メイト養成数285人）

また、「久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会」を構成する関係機関の協力や福岡県の防災メール「まもるくん」を活用した行方不明高齢者の速やかな発見・保護に取り組むとともに、警察に保護された高齢者等を速やかに家族のもとへ送り届けるために「高齢者あんしん登録制度」の普及を推進した。

今後は、認知症サポーターの周知に努めながら、引き続き、幅広い世代において同サポーターを継続的に養成していくとともに、これまで養成してきたキャラバン・メイトに対し、フォローアップ講座を開催していく。

また、「久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会」を構成する団体の役割等について見直しを行い、より実効性を高めるよう取り組んでいく。

この章のまとめ

施策の課題

- 認知症施策について、効率的・効果的に普及・啓発に取り組んでいく必要がある。
- 認知症の人等を支援する関係者間の更なる連携強化や初期集中支援チームの円滑な運用、認知症やそのおそれがある人への早期の支援が必要である。
- 認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成・活動や事故遭遇の恐れのある高齢者等を速やかに発見・保護する仕組みの充実を図る必要がある。

今後の主な取り組み

- 講演会・シンポジウムや認知症支援ガイドブック（ケアパス）などを活用した普及啓発に取り組む。
- 認知症地域支援推進員を中心として関係機関との意見交換等を実施するとともに、初期集中支援チームの活動内容の検証・評価、ものわすれ相談・予防健診の継続と認知症の早期診断・対応に繋がる相談体制等の仕組みづくりに取り組む。
- 認知症サポーター養成講座を継続実施するとともに、SOSネットワークの強化と防災メール登録者の拡大に努める。

第6章 高齢者の権利擁護

【施策の方向性】

高齢者やその家族に対し、権利擁護の推進や法律行為に関する支援など、必要な援助を行うことにより、生活の質が向上し、安全で安心な生活ができるよう支援策の促進に努める。

- (1) 成年後見制度の普及
- (2) 虐待防止及び対応へのネットワーク構築
- (3) 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

(1) 成年後見制度の普及

講演会や出前講座などを通じて、市民への成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、後見等報酬の補助を行うことで制度の利用支援を図った。(H27年度講演会25人参加、出前講座6回、報酬補助実績3件)

また、成年後見センター運営により、制度に関する相談対応や普及・啓発、利用支援に努めた。(H27年度新規相談件数311件)

さらに、市民後見人候補者に対し、将来市民後見人として活動する際に円滑に活動できるように、必要な知識及び技術に関する講座を実施し、スキルの維持・向上に努めた。(H27年度講座72人参加、実務64人参加)

今後は、より多くの人々の生活の質の向上などにつながるよう、市民や関係機関・団体等に対し、さらなる制度の周知及び利用促進を図っていく必要がある。

また、引き続き市民後見人候補者のスキルの維持・向上に取り組んでいくとともに、関係機関等とも連携しながら、将来の市民後見人の個人受任に備えた取り組みを進めていく。

(2) 虐待防止及び対応へのネットワーク構築

市民を対象とした研修等を実施(H27年度市民向け啓発講座参加者151人)し、高齢者虐待の防止への意識の向上を図った。また、養介護施設従事者等を対象とした虐待防止研修(H27年度養介護施設従事者向け研修参加者346人)や、関係機関等相互の連携による虐待の早期発見に取り組む(H27年度地域や事業者

からの通報件数 58 件)、高齢者の虐待防止を重点取り組み項目とするセーフコミュニティの推進を図った。

また、地域の高齢者支援を担う地域包括支援センターにおいて、虐待等に関する相談受付（H27年度虐待相談件数 102 件）を実施している。相談件数は近年増加傾向にあり、処遇困難事例や虐待も増加している。（H27年度虐待相談 102 件のうち認定件数 73 件）

今後は、虐待防止や早期発見・対応のため、地域包括支援センターの相談体制の充実とともに、日常的な地域における見守り等の推進へ向け、関係機関とのより緊密な連携・協力体制を構築していく必要がある。

（3）高齢者の権利擁護等に関する相談支援

消費者被害に関する相談対応や被害防止へ向けた啓発、日ごろの心配事からDV、性暴力、虐待等多岐にわたる高齢者からの相談対応、判断能力が不十分となった人への支援に取り組み、高齢者の権利擁護の促進を図った。

（H27年度 消費者啓発講座受講者 4,080 人、高齢者相談件数 201 件、女性からの総合相談件数 4,460 件（うち60歳以上 816 件）、日常生活自立支援事業契約者数 110 人）

今後は、いずれの事業についても、広く市民に対して、高齢者の権利擁護等の相談について周知を図り相談者や参加者の掘り起こしに努める。

さらに、関係機関との連携を強化し、相談員の技術向上に努めることにより、迅速かつ適切な支援の充実を図っていく。

この章のまとめ

施策の課題

- 成年後見手続きや報酬補助の円滑な実施、制度及び成年後見センターの認知度向上、市民後見人の個人受任に向けた支援が必要である。
- 介護者の負担軽減や認知症への理解促進、虐待通報等への対応の迅速化を図る必要がある。
- さらなる高齢者等への消費者被害防止の啓発や内容が多様化・複雑化するDV被害などの相談対応、日常生活支援事業の周知啓発を図る必要がある。

今後の主な取り組み

- 市民や関係機関・団体に対する事業の周知や市民後見人候補者のスキルの維持・向上に取り組む。
- 地域包括支援センターの相談体制の充実や地域における見守りなど関係機関との緊密な連携・協力体制の構築に取り組む。
- 関係機関・団体と連携した周知啓発と相談窓口の利用拡大、相談関係機関ネットワーク会議の機能充実、DV等被害者への迅速かつ適切な支援の充実を図る。

第7章 生活環境の整備

【施策の方向性】

高齢者がいつまでも在宅での生活を継続できるように、安全で暮らしやすい生活環境の整備が必要であり、高齢者の生活に適した住宅や居住系施設の整備、外出支援といった施策に取り組み、高齢者にやさしいまちの実現に努める。

- (1) 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備

バリアフリー対応の市営住宅の整備や単身者向けの市営住宅入居募集を実施することで、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の人が暮らしやすい住まいの提供を行った。(H27年度実績 新築市営住宅(バリアフリー)完成154戸、単身者向け市営住宅募集戸数35戸)

また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに関する情報提供を行い、高齢者に合った居住環境の提供に寄与するとともに、施設に対し適正な管理・運営に向けた指導等を行った。(H27年度有料老人ホームへの立入検査5件)

さらに、住宅改造費の一部を助成することにより、要介護認定を受けた高齢者の在宅での自立支援及び介護者の負担軽減を図った。(H27年度補助実績6件)

今後は、「久留米市営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えを進めてきた市営住宅の取り組みについて、公共施設管理適正化の観点を踏まえ見直しを図っていく。

また、高齢者が安全・安心に過ごすことのできる居住環境を提供するため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対し、適切な指導を実施していく。

さらに、住宅改造費の一部助成については、より一層の利用促進を図るため、制度の周知に努める。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり

公共施設等や歩道において、多目的トイレの設置や段差の解消など、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備やバリアフリー化に取り組み、高齢者をはじめとするすべての人が、安心して外出し活動できる環境の整備を行った。(H27年度

実績 市営住宅、学校等の内部改修工事5件、新築工事9件、歩道3か所)

また、タウンモビリティ事業やノンステップバスの導入に向けた関係機関との協議を行っており、外出しやすい環境づくりに取り組んでいる。(H27年度タウンモビリティ事業年間153回実施)

今後も、引き続き、公共施設等のバリアフリー化を展開していくとともに、ノンステップバスの導入については、関係機関からの協力を得られるよう、継続的に協議を行っていく。

(3) 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

生活支援交通(よりみちバス)については、平成27年12月から北野地域、平成28年3月から城島地域において運行を開始した。今後は、引き続き他の地域への導入を検討していくが、前記両地域の利用者数が当初の目標に満たない状況を踏まえ、まずは既導入地域の運行内容の見直しや利用促進を地域と協働で取り組んでいく。

この章のまとめ

施策の課題

- バリアフリー対応住宅の確保や有料老人ホーム等の質の確保が必要である。
- ユニバーサルデザインの視点を踏まえた公共施設等の整備、公共施設や公共交通等のバリアフリー化が必要である。
- 生活支援交通の持続的な確保が必要である。

今後の主な取り組み

- 市営住宅の整備について計画を見直していくとともに、有料老人ホーム等への指導の充実に取り組む。
- 公共交通のバリアフリー化へ向けた関係機関との協議を継続するとともに、中心市街地活性化事業との連携を図っていく。
- よりみちバスを持続可能な運行システムとしての確立に努める。

第8章 介護保険事業の円滑な実施

【施策の方向性】

事業の周知・啓発や、事業運営に対する情報公開と相談の充実を図り、地域住民や介護サービス事業者、関係団体と連携し、適正・円滑な事業運営に努める。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業への円滑な移行
- (2) 介護サービスの質の確保
- (3) 給付の適正化への取り組み
- (4) 適正な要介護認定の実施
- (5) 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実
- (6) 介護サービス事業所における防災対策への啓発・指導

(1) 介護予防・生活支援サービス事業への円滑な移行

平成29年4月の事業開始に向けて、サービス内容・人員基準・設備基準等の検討を実施し、事業者団体等の意見を踏まえた上で、現行相当サービス及びサービスA（基準緩和型）に関する素案を固め、平成28年8月に事業者向けの説明会を実施した。

今後は、事業の詳細設計を実施するとともに、事業者及び利用者等への丁寧な説明を含めた十分な移行準備に努めていく。

(2) 介護サービスの質の確保

介護支援専門員・介護サービス事業者への研修会、集団指導や実地指導、介護相談員による施設等入所者への支援等により、介護保険サービスの質の確保に努めた。

また、県、政令市と共同で介護サービス事業者への介護人材の確保・定着に関する取り組みを周知するとともに、これから就職を考える世代を中心に介護事業への理解促進を図るための高校生を対象とした介護事業交流会など、介護人材の確保・定着支援に努めた。

今後は、高齢者の尊厳を保ちながら、専門性の高い安定した介護サービスが提供されるよう、指導や研修会その他支援事業を実施するとともに、より効果・効率的な取り組みの検討を行う。

(3) 給付の適正化への取り組み

居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所に対するケアプランチェックの実施（H27年度実績72プラン）、介護レセプトと医療レセプトの整合性チェック、住宅改修における現地確認等による適正な保険給付の確保に努めた。

また、不正な介護給付費の請求等に関しては、指定取消等の処分を実施するとともに給付費を返還させるなど厳正な対応に努めた。

今後は、福岡県国民健康保険団体連合会が提供する給付適正化システムや給付実績情報の活用など、より効果的かつ効率的な給付適正化の取り組みについて検討を行う。

(4) 適正な要介護認定の実施

関係機関との連携強化のための認定調査員等合同研修会を開催し、多職種に共通するテーマについて意見交換を行うことで、認定調査における課題の把握を行った。

また、市調査員、社会福祉協議会調査員、調査委託会社調査員での意見交換会の開催や福岡県認定審査アドバイザー事業への参加等を通じ、審査判定基準の平準化と公平・公正性の確保に努めた。

今後は、国の認定業務分析データの活用について検討を行うとともに、引き続き適正な要介護認定の実施に努めていく。

(5) 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

介護保険制度の趣旨や認定の仕組み、サービスの利用方法等について毎年パンフレットを作成し、出前講座や各種研修を通じて市民への周知、理解に努めたほか、認定調査員、地域包括支援センター、介護サービス事業者とも意見・情報交換会を実施し市民の要望の共有化に努めた。

また、市内8か所の地域包括支援センターにおいて高齢者やその家族からの様々な相談に対応した。

今後は、平成29年4月より事業開始となる介護予防・日常生活支援総合事業について十分な周知・啓発に努めるとともに、11の日常生活圏域すべてに地域包括

支援センターを設置し、相談体制の充実を図る。

(6) 介護サービス事業所における防災対策への啓発・指導

介護サービス事業所は、災害発生時の避難等に介助を必要とする高齢者が多数利用していることに鑑み、火災、風水害、地震その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知し、必要な訓練を行うことを重点的に指導した。

今後は、関係機関との連携を図りながら、引き続き集団指導や実地指導において、防災対策の啓発・指導に努めていく。

この章のまとめ

施策の課題

- 介護予防・生活支援サービス事業への円滑な移行へ向けて十分に準備を行う必要がある。
- これから就職を考える世代における介護事業への理解促進をより一層図る必要がある。
- 受給者の状態にそぐわない不適切・不要な住宅改修及び福祉用具の購入・貸与を排除し、給付の適正化を図る必要がある。
- 平成29年4月より事業開始となる介護予防・日常生活支援総合事業について、十分な周知・啓発に努める必要がある。
- 自力避難が困難な高齢者も多く利用する介護サービス事業所については、各種災害に備えた十分な対策を講じる必要がある。

今後の主な取り組み

- 介護予防・生活支援サービス事業の内容について、利用者や事業者等への説明を実施していく。
- 学生が介護事業について直接知ることのできる機会となる交流会の内容の見直しや実施回数・時期等について検討していく。
- 住宅改修及び福祉用具の購入・貸与について、引き続き書面による審査を十分に行うとともに、適切な事業実施のために現地での状況確認等を行っていく。
- 全11の日常生活圏域へ地域包括支援センターを設置し、相談体制の充実に取り組んでいく。
- 関係機関との連携を図りながら、集団指導や実地指導において防災対策の啓発・指導に努めていく。

第9章 介護サービスの見込量と保険料

【施策の方向性】

これまでの実績を基礎として、在宅や施設サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により、第6期計画期間の利用料及び給付費を推計し、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する。

- (1) 介護サービス基盤の整備方針
- (2) 介護サービス等の見込量の推計
- (3) 第6期計画における第1号被保険者保険料
- (4) 低所得者への配慮

(1) 介護サービス基盤の整備方針

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における待機者の状況等に鑑み、本市においてはこれまで計画的に介護老人福祉施設の整備を進めてきており、引き続き第6期計画期間においても地域密着型介護老人福祉施設145床（29床×5施設）の整備を行う。

また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域における認知症ケアの拠点としての役割が期待されている認知症対応型共同生活介護（グループホーム）54床（18床×3施設）の整備を併せて行う。

【介護サービス基盤の整備状況】

・老人福祉施設等整備事業（高齢者福祉施設整備促進事業）

| 整備施設 | | 定員(床数) |
|-------------------|----------|--------|
| 地域密着型 介護老人福祉施設 | 5期末 | 305 |
| | H28.11現在 | 363 |
| | 6期末（見込） | 450 |

・認知症高齢者グループホーム整備事業（高齢者福祉施設整備促進事業）

| 整備施設 | | 定員(床数) |
|------------------|----------|--------|
| 認知症対応型共同 生活介護 | 5期末 | 810 |
| | H28.11現在 | 846 |
| | 6期末（見込） | 864 |

(2) 介護保険サービス等の見込量の推計

第6期計画期間中の介護保険サービス量に係る次の項目の推計と実績を比較した結果は以下のとおりである。

【推計と実績の比較】

○ 人口(総人口・40歳以上65歳未満・高齢者数(前期高齢者・後期高齢者))

- ・総人口、65歳以上人口ともに推計を上回る数字で推移している。
 - ・40歳以上65歳未満人口については、実績が推計を下回っている。
- ⇒推計を上回るスピードで高齢化が進展している。

○ 要支援・要介護認定者数

- ・要支援認定者数については、実績が推計を3.5%程度下回っている。
 - ・要介護認定者数については、実績が推計を4.1%程度下回っている。
- ⇒認定者数全体では、実績が推計を3.9%程度下回っており、認定者数の伸びは緩やかになっている。

○ 施設・居住系サービス利用者数

- ・施設利用者数は実績が推計を5.7%程度下回っている。

○ 標準的居宅サービス等受給者数

- ・サービスごとに差があるものの、全体的に推計を下回っている。

○ 標準的居宅サービス等見込量

- ・サービスごとに差があるものの、全体的に推計を下回っている。

○ 標準給付費と地域支援事業費の合計額(平成27年度)

- ・実績が推計を3.3%程度下回っている。
- ・標準給付費の伸び(H26-H27)は1.3%程度

(3) 第6期計画における第1号被保険者保険料

第6期計画期間中の総給付費見込額のうち22%を第1号被保険者の保険料により負担することとなっており、介護給付費準備基金の活用及び所得段階の見直し等により、第6期の第1号被保険者保険料基準額(月額)は5,651円に設定し

ている。

平成12年度の制度開始以降、保険料引上げの影響が大きかった平成15年及びその翌年度を除き、第1号被保険者保険料の収納率は98%台で堅調に推移しており、平成27年度の収納率は98.49%となっている。

(4) 低所得者への配慮

恒常的に生活困難な被保険者に対して、第6期計画期間においても引き続き介護保険料の独自減免や介護サービスの利用者負担の軽減、介護保険サービスの利用者負担に対する助成を実施するとともに、制度の周知を図り、利用者の拡充に努めた。

また、平成27年度は法律の規定に基づき、これまでの給付費の5割の公費負担に加えて新たに別枠で公費（国負担50%、県負担25%、市負担25%）を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を行った。

【低所得者の保険料軽減実施状況(平成27年度)】

| 所得段階 | 軽減前保険料 (年額) | 軽減後保険料 (年額) | 軽減対象者数 | 軽減額合計 |
|------|----------------|----------------|---------|-------------|
| 第1段階 | 33,906円 | 30,515円 | 14,982人 | 50,803,962円 |